

## 電気需給約款変更のご案内

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

電気需給約款を下記のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

### 【主な変更点】

#### ①各種書面の発行手数料の有料化

環境保全を目的とした紙の使用量削減や CO2 排出抑制の取り組みを一層推進することを目指して、2025年2月以降発行分の電気料金の請求書および支払証明書の発行手数料を有料化いたします。電気料金の請求書の郵送が不要なお客さまは「ご契約者さまマイページ（以下、マイページ）」よりお客様ご自身で郵送停止のお手続き（「お客さま情報」の変更）をお願いいたします。

※お客さまはマイページにて電気料金の請求書データを無料で閲覧・印刷することができます。

※具体的な郵送停止のお手続き方法は、ご契約者さま「[サービスガイド](#)」8ページ目「6. 請求書送付先・メールアドレス等のご変更方法」をご参照ください。

#### ②契約更新におけるお知らせ方法の明確化

電気需給契約が自動更新される場合、書面交付または電磁的方法によりお客さまへお知らせすることを明確にしたものです。

### 【約款変更実施時期】

2024年11月1日

### 【変更後の約款の閲覧ページ】

<https://www.egmkt.co.jp/download/>

### 【お問い合わせ先】

エバーグリーン・マーケティング株式会社 お客様サポート

電話番号 : 03-6271-0242

受付時間 : 平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (年末年始、土曜・日曜・祝日を除く)

【ご参考：新旧約款比較表】

条項	変更前	変更後				
8.需給契約の成立および契約期間 (2) ロ	<p>ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>	<p>ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、本項に基づき需給契約が継続される場合、当社は新たな契約期間について、<u>書面の交付または電磁的方法により新たな契約期間、需給契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地についてお知らせすることとし、お客さまは、このことについてあらかじめ承諾するものとします。</u></p>				
20.料金その他の支払方法 (2)	記載なし	<p>(2) 当社は、お客さまからの申し出により発行する書面の発行手数料として以下に定める金額を申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="890 878 1444 1131"> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 878 1177 1021">電気料金等のお知らせ・請求書 1通の郵送につき</td> <td data-bbox="1177 878 1444 1021">330円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 1021 1177 1131">支払証明書 1通の発行につき</td> <td data-bbox="1177 1021 1444 1131">880円 (税込)</td> </tr> </tbody> </table>	電気料金等のお知らせ・請求書 1通の郵送につき	330円 (税込)	支払証明書 1通の発行につき	880円 (税込)
電気料金等のお知らせ・請求書 1通の郵送につき	330円 (税込)					
支払証明書 1通の発行につき	880円 (税込)					

以上